

熊本市男女共同参画型再就職支援事業業務委託 基本仕様書

1 業務委託名

熊本市男女共同参画型再就職支援事業業務委託

2 業務の目的

コロナ禍の影響を受けた女性を支援することで、女性の社会進出を後押しし、男女共同参画社会の実現へ繋げ、仕事と家庭を両立するロールモデルを輩出することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月10日まで

4 事業概要

(1) 履行場所

熊本市内

(2) 対象者

次の要件を満たす女性

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して就労に困難を抱えていること

イ 再就職に対する意欲が高いこと

(3) 対象人数

20名以上

(4) 事業構成

事業構成は次のア～カとし、かつ受託者が提出した次のア～エについてのプロポーザルの提案書等に基づき委託者と受託者と協議のうえ実施するものとする。

ア 再就職のための準備及びスキルアップのためのセミナー等の開催

・コロナ禍における求人の現状を分析した上で、セミナー等のカリキュラムについて提案すること。

イ 職業選択やキャリア開発を支援するコンサルティング等の実施

・コンサルティング等について、効果的な手法及び回数を提案すること。

ウ 本事業の広報活動及び参加者募集

・より多くの参加者を獲得するための効果的な手法を提案すること。

エ 就職状況等に関する追跡調査の実施

・追跡調査の時期及び回数を提案すること。

オ ア～イにおける参加者の託児

・託児は、保育士又は幼稚園教諭の免許を有する者が行うこと。

カ 実施報告書の作成

・事業完了後速やかに実績報告書を作成し、委託者に提出すること。

5 その他留意事項

(1) 事業実施に伴い発生する講師、ファシリテーター等への謝礼及び会場使用料は、委託費より負担するものとする。

- (2) セミナー等開催期間には、実施場所に講師以外に必ず管理運営に携わる主たる担当者又は業務責任者を配置すること。
- (3) 受託者は、事前の書面による発注者の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託することができる。
 - ア 受託者は、業務を再委託した第三者に対して受注者と同等の義務を負わせ、これを監督しなければならない。
 - イ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料又は第33条に規定する無料職業紹介事業（以下、有料又は無料職業紹介事業という）の許可を条件とする業務を行い、その業務を再委託する場合は、再委託した第三者の有料又は無料職業紹介事業の許可証を委託者へ提出するものとする。
- (4) 受託者は業務の実施にあたり、委託者と受託者にて打ち合わせを行い、その都度記録簿を作成し委託者へ提出するものとする。
 - ア 受託者は、委託者から打ち合わせ又は状況報告書等の指示があったときは、それに従うこと。
 - イ この業務を遂行する上で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いに関しては、熊本市個人情報保護条例を遵守すること。
- (5) 広報補足事項
 - ア 委託者と協議のうえ、プログラムにかかる企画内容を反映させた広報チラシを作成し、印刷業者の指定する形式及び入稿方法に従って入稿すること。
 - イ 広報チラシの印刷費用は委託者が負担する。納品された広報チラシについては、効果的に発送、周知すること。
 - ウ 上記以外に、より広く効果的に周知・広報する独自の取組を4（4）ウにて提案すること。
- (6) その他
 - ア 基本仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された受託候補者と委託者の協議により決定する。
 - イ この基本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、定めるものとする。